

令和7年度 葛飾区児童養護施設及び母子生活支援施設に対する 指導検査実施方針

7 葛子施第 865 号
令和7年12月3日
子育て支援部長決裁

1 基本方針

区は、児童相談所の設置に伴い、児童福祉法に基づく指導監督権限が移管され、令和5年度より、児童養護施設及び母子生活支援施設の指導検査を実施した。

これら施設は、社会的養護を必要とする者の安心で安全な生活の拠点として、施設の利用者がそれぞれの事情に沿ったきめ細かな養育、自立を支援する役割を担っていることから、児童及び母子に対する安全な環境下での適切なサービスの提供や施設の適正な運営等を確認する指導検査を行うことは極めて重要な役割を担っている。

以上のことと踏まえ、児童養護施設及び母子生活支援施設について、3の重点事項に掲げる重点項目を中心に指導検査を実施する。については、別に定める検査基準に照らして各施設の状況を詳らかにし、指導助言を行うとともに、関係法令等に違反する事項が判明した場合は改善を求め、速やかな改善及び期限内の改善報告書の提出を求めていく。

また、重大な法令違反や不適切なサービスの提供の疑いがある場合には、施設の社会的役割に対する使命を確保維持するため、速やかに特別指導検査を実施する。

さらに、定期的に巡回訪問を行い、運営状況等を確認し、必要に応じて指導助言を行っていく。

2 対象施設

- (1) 児童養護施設
- (2) 母子生活支援施設

3 指導検査の重点事項

- (1) 運営関係
 - ア 基本方針及び組織
 - (ア) 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化しているか。
 - (イ) 職員等が被措置児童への虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。
 - (ウ) 苦情解決の仕組みを整備し、苦情に迅速かつ適切に対応しているか。

イ 職員の状況

- (ア) 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適切か。

ウ 安全対策の状況

- (ア) 建物の設備は区条例等に定める基準を満たしているか。また、危険な箇所はないか。
- (イ) 地震、火災及び風水害等の災害対策として、消防計画、避難確保計画を策定し、消防署、区に提出しているか。また、災害非常時の対応マニュアルが整備され、職員会議等で職員間での共通理解が図られているか。職員が緊急時に具体的な対応ができるよう避難訓練、消火訓練、救急救命訓練等が行われているか。
- (ウ) 安全計画を策定するとともに、入所者へ周知しているか。また、職員の研修及び訓練を実施しているか。

(2) 養護関係

ア 養育・支援の実践

- (ア) 養護・支援が自立支援計画に基づき適切に行われているか。
- (イ) 自立支援計画は児童の状況を十分に把握したうえで策定し、定期的に再評価し、必要な見直しを行っているか。

イ 食事に関する栄養及び衛生管理の状況

- (ア) 日々提供される食事は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な給与栄養量が確保され、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。

ウ 預り金等の管理状況

- (ア) 管理体制を確立し、適切な管理が行われているか。

(3) 支援関係

ア 母子の支援状況

- (ア) 母子それぞれの個別の自立支援計画に基づき適切に行われているか。
- (イ) 自立支援計画は母子に対し意見を聴取する機会を設けるなど、その状況を十分に把握したうえで策定し、定期的に再評価し、必要な見直しを行っているか。

イ 健康管理の状況

- (ア) 入所時及び定期健康診断を行っているか。

(4) 会計関係

ア 適切な会計処理

- (ア) 会計基準に則った適切な会計処理がなされているか。

イ 運営費の運用

- (ア) 運営費の弾力運用が認められる要件を満たしているか。
- (イ) 運営費の貸付け又は積立て、各区分間の資金移動、前期末支払資金残高の取崩し等、管理・運用が適正になされているか。

4 関係部署との連携

- (1) 当該法人の施設等が所在する区域の行政庁と必要に応じて連携していく。
- (2) 苦情、相談等に基づき、重大な違反が疑われる場合には、関係部署と連携し、必要な措置を行う。